

# 平成30年度 第1回 浜松市中央卸売市場 開設運営協議会

日時 平成30年7月26日(木)

午前10時30分～

会場 中央卸売市場

2階大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 市場長あいさつ

### 3 会長あいさつ

### 4 議 題

(1) 平成29年度 事業報告について

(2) 平成30年度 事業計画について

(3) 国による食品流通構造改革の動向について

(4) 卸売市場法改正に関するアンケート調査の結果について

(5) 先進都市の視察について

①視 察 先 (案) 東京都中央卸売市場 築地市場

②視 察 日 平成30年8月29日(水)

③視察先内容 市場施設見学  
市場事業等について

(6) その他

### 5 閉 会

## 開設運営協議会 席次表

	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">会長</div> 静岡文化芸術大学 文化政策学部 森山 一郎	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">副会長</div> 浜松魚類株式会社 代表取締役社長 白井 君夫	
静岡県経済産業部 農業局 農業戦略課長 遠藤 和久			株式会社浜中 代表取締役会長  池田 規
浜名漁業協同組合 経理課長  伊藤 栄一			青果仲卸協同組合 理事長  伊藤 嗣男
浜印出荷組合 協議会 会長 石塚 勝一			関連事業協同組合 理事長  山田 晴久
浜松市消費者団体 連絡会 理事 水野 静子			消費生活 アドバイザー  宮田 綾子
浜松市産業部 中央卸売市場 管理グループ長 池谷 謙司	浜松市産業部 中央卸売市場 市場長補佐 中村 直行	浜松市産業部 中央卸売市場長  山本 和美	浜松市産業部 中央卸売市場 業務グループ長 高柳 光男

浜松市産業部 中央卸売市場 管理グループ 三浦 宏之		
-------------------------------------	--	--

傍 聴 人 席

平成30年7月26日現在

浜松市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿

任期：平成29年5月1日～平成31年4月30日

No.	委員選出区分	選出機関等	氏名	期
1	知識経験者	静岡文化芸術大学 文化政策部 文化政策学科長	もりやま 森山 いちろう 一郎	
2	行政職員等	静岡県経済産業部 農業局 農業戦略課長	えんどう 遠藤 かずひさ 和久	
3	知識経験者 (市場関係者)	浜松市中央卸売市場 水産卸売業者 浜松魚類株式会社 代表取締役社長	しらい 白井 きみお 君夫	
4	知識経験者 (市場関係者)	浜松市中央卸売市場 青果卸売業者 株式会社浜中 代表取締役会長	いけだ 池田 まもる 規	
5	知識経験者 (市場関係者)	浜松市中央卸売市場 青果仲卸協同組合 理事長	いとう 伊藤 つくお 嗣男	
6	知識経験者 (市場関係者)	浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合 理事長	やまだ 山田 はるひさ 晴久	
7	知識経験者 (生産者代表)	浜印出荷組合協議会 会長	いづか 石塚 かついち 勝一	
8	知識経験者 (生産者代表)	水産物出荷者 浜名漁業協同組合 経理課長	いとう 伊藤 えいち 栄一	
9	知識経験者 (消費者代表)	消費生活アドバイザー	みやた 宮田 あやこ 綾子	
10	知識経験者 (消費者代表)	浜松市消費者団体連絡会 理事	みずの 水野 しずこ 静子	

※委員10人(男性8人、女性2人)。女性登用率は20.0%。

平成29年度 主要事業

1 事業名称：浜松市中央卸売市場 青果買荷積込所新築工事補助（強い農業づくり交付金対象事業）

2 事業名称：浜松市中央卸売市場 汚水ポンプ棟2号排水ポンプ交換工事

平成30年度 主要事業

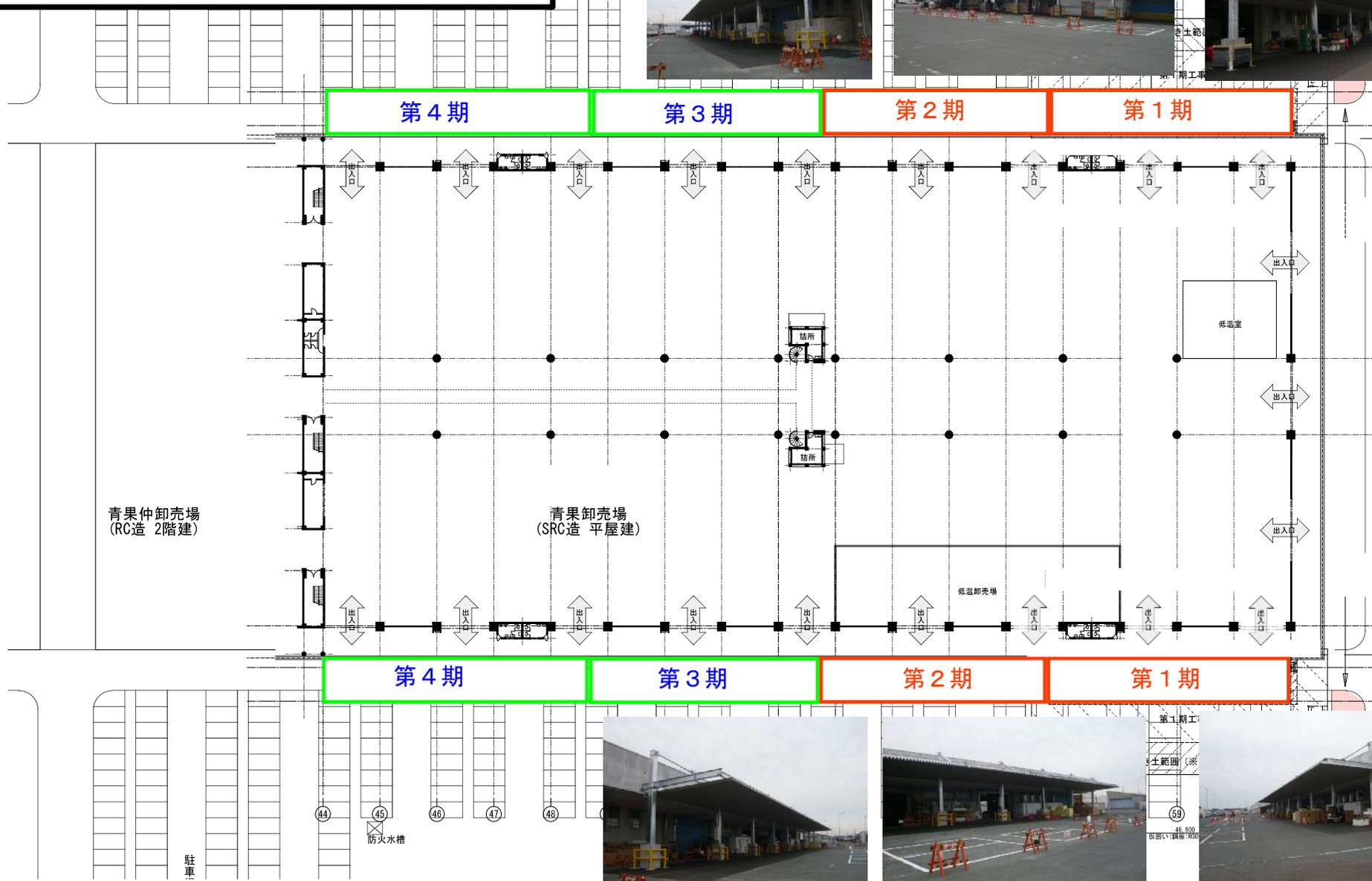
1 事業名称：浜松市中央卸売市場 青果買荷積込所新築工事（強い農業づくり交付金対象事業）

2 事業名称：浜松市中央卸売市場 汚水ポンプ棟1号排水ポンプ交換工事

3 事業名称：浜松市中央卸売市場 電力積算計更新工事

浜松市中央卸売市場青果買荷積込所新築工事  
 平成29年度(第1期・第2期)  
 平成30年度(第3期・第4期)

防火水槽



※写真は平成30年3月上旬の状況で、ほぼ第2期が終了しようとしている時点のものです。

## 1. 夏休み親子せり見学会

- ・開催日時等

回	月日	時間	対象
第1回	8月4日(土)	5:00~8:00	事前募集の親子約10組30人程度
第2回	8月18日(土)	5:00~8:00	事前募集の親子約10組30人程度
第3回	8月25日(土)	5:00~8:00	事前募集の親子約10組30人程度

※平成29年度実績 36組102名参加

- ・当日の日程

4:45~5:20	管理棟前中庭にて受付、概要・予定等説明
5:20~6:20	水産せり等見学(卸売業者による説明)、休憩
6:20~7:00	青果せり等見学(卸売業者による説明)
7:00~7:10	青果仲卸売場・関連店舗見学
7:10~7:30	水産仲卸売場見学 (仲卸業者による説明、鮪解体等見学)
7:30	管理棟前中庭にて終了・解散 (解散後、各参加者は関連店舗等自由見学)

## 2. 市場見学

- ・平成29年度実績 3団体(芳川北小、東陽中、JAとぴあ新人職員)計267名

## 3. 市場まつり(予定)

- ・開催日時 平成30年11月3日(土)午前7時~11時45分
- ・催し 青果物の模擬せり、仲卸・関連店舗での即売、模擬店、地場産野菜PRコーナー、マグロ解体ショー・試食、親子お魚チャレンジ教室、木工教室、菓子および餅投げ等

## 4. 市民感謝デー

- ・開催日時 第1回 平成30年5月19日(土)午前9時~11時
- ・次回開催 平成30年7月28日(土)、9月29日(土)を予定しています。



夏休み親子せり見学会の様子



市場まつりの様子

○平成28年10月6日 規制改革推進会議 農業WG 提言

「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」  
に向けた施策を具体化

○平成28年11月29日 農業競争力強化プログラム発表【農林水産省】

- ・農産物の流通・加工構造の改革を主眼とするもの
- ・農協改革を主眼とするもの 等
- ・「効率的・機能的で農業者と消費者双方メリットを受けられる流通・加工構造を確立する」

○平成29年5月12日 農業競争力強化支援法 成立（8月施行）

- ・農業競争力強化プログラムを実行するための柱となる法律
- ⇒ 卸売市場法の抜本的な見直し、合理的理由のなくなっている規制の廃止
- ⇒ 農産物流通等事業に係る事業再編・事業参入の促進
- ⇒ 農産物の消費者への直接販売の促進
- ・我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくため」
- ・農産物流通等の合理化の実現を図る」

○平成30年1月22日 卸売市場法、食品流通構造改善促進法について通常国会に提出

- ・卸売市場法、食品流通構造改善促進法
- ⇒これまで食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され今後も食品流通の核として堅持。
- ⇒卸売市場法の根本的な見直し、規制の廃止(国の関与 許可から認定に変更・取引ルールの原則廃止①第三者販売の原則禁止②直荷引きの原則禁止③商物一致の原則)
- ⇒卸売市場を含めた食品流通の合理化と、生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造を実現(物流等の効率化・情報通信技術等の活用・鮮度保持等の品質等)

○平成30年3月6日「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正する法律案」閣議決定

- ・平成30年3月12日 全国説明会
- ・平成30年4月13日 関東ブロック説明会

○平成30年5月9日「全中協関東ブロック 平成30年度市場法改正に関する意見交換会」

○平成30年5月10日国会における市場法改正案の審議入り

- ・平成30年5月24日衆議院農水委で原案通り可決
- ・平成30年6月14日参議院農水委で可決(付帯決議)

○その他

- ・流通業界変化が激しい分野であるため、卸売市場法施行後、5年を目途に見直しを行う。
- ・農林水産業・地域の活力創造プラン」10項目中 NO6 更なる農業の競争力強化のための改革→卸売市場法を含めた食品流通構造改革(卸売市場:公正・透明を旨とする共通ルール以外は、国による一律の規制等行わない)

		卸売市場法（現行）	卸売市場法（改正案）
目的		生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資する	生産者・消費者双方のメリット向上のある流通構造の実現
内容・基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売市場の計画的整備</li> <li>卸売市場の開設、卸売、取引規制を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売市場を含めた食品流通の合理化</li> <li>生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進</li> </ul>
国の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売市場の整備促進</li> <li>適正かつ健全な運営の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生鮮食料品等の公正な取引の場として、卸売市場に関する方針を示し、指導・検査監督する</li> <li>施設整備等への支援を行う(市場施設補助金の交付)</li> <li>流通合理化の取組を進めようとする場合、その計画を認定し支援する</li> <li>不公正取引の把握のための調査等を充実する</li> </ul>
開設主体（中央卸売市場）		都道府県、人口20万人以上の市	<b>民間含め、制限なし</b>
国の関与（中央卸売市場）		認可	<b>認定⇒国・自治体関与が実質的に撤廃</b>
公正な取引環境確保の促進	①売買取引の方法の公表		<b>○ 引き続き、卸売市場の「共通ルール」として位置づけ</b> 公平・効率的な取引が行われるよう、セリ売り・入札・相対取引といった「売買取引の方法」を定め、公表する
	②差別的取扱の禁止		集荷面で全ての生産者が公平に扱われ、分荷面でも全ての仲卸業者・売買参加者が公平に扱われるよう、「差別的取扱い」を禁止する
	③受託拒否の禁止		生産者にとって確実な出荷先を確保できるよう、中央卸売市場については、生産者から販売委託の申込があった場合に、正当な理由がある場合を除き、卸売業者による「受託拒否」を禁止する
	④代金決済ルールの策定・公表		生産者が出荷した農産物の代金が早期かつ確実に回収されるよう、「代金決済ルール」を定め、これを公表する
	⑤取引条件の公表 ⑥取引結果の公表		卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引条件(数量・価格、委託手数料・各種奨励金等)」を公表する
	⑦その他取引条件	○ 一律に法で規制	△ 原則、廃止 ただし以下の点に配慮し、市場毎に取引ルールとして定めることができる <ul style="list-style-type: none"> <li>共通ルールに反しないこと</li> <li>卸売市場の調整機能維持に十分配慮</li> <li>卸売市場の活性化に資する</li> <li>卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない</li> </ul>
	第三者販売の原則禁止 (卸売業者は、市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない)	(卸業者)	<b>改めて認定手続きが必要</b>
直荷引きの原則禁止 (仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない)	(仲卸業者)		
商物一致の原則 (卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない)	(卸業者)		

## 平成30年4月卸売市場法改正に関する調査票結果意見

### 【質問】

(1)「第三者販売の原則禁止は、卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない」とされています。

### 【解説】

浜松市場の卸売業者4社は、浜松市場に登録のある仲卸業者及び売買参加者への売買取引が認められています。市場法の改正により浜松市場に登録されている仲卸業者及び売買参加者以外の第三者の小売業者へも販売ができるようになります。

【結果】 ≪影響がある:19社 影響がない:5社 無回答:1社 未提出:1社≫

### 【意見】

- ・法の廃止によって、仲卸業者の納品先であるスーパー等の取引が卸売業者になる可能性があり、仲卸業者の売上に影響が出る。
- ・第三者販売を受ける小売業者は、市場登録不要。各組合は、組合員加入も得られず存続も危惧。
- ・第三者販売における市場の代金決済機関の利用をどう考えるのか。
- ・現在、申請行為だが事後報告。事務手続き上。暗黙に、業界常識の範囲内の取引のため影響ない。

### 【質問】

(2)「直荷引きの原則禁止は、仲卸業者は、浜松市場卸売業者以外から買い入れて販売してはならない」とされています。

### 【解説】

浜松市場の青果部11社、水産物部8社の仲卸業者は、市場内卸売業者の4社以外からの買受けは禁止されています。ただし、浜松市場には、入らない特別な品目など、申請を市役所へ出すことで取引ができる場合もあります。市場法の改正により、こうした申請もすることなく他都市の卸売業者、商社などからも買受けができるようになります。

【結果】 ≪影響がある:14社 影響がない:10社 無回答:1社 未提出:1社≫

### 【意見】

- ・直荷引きの自由化は、他市場から当該仲卸業者への直接販売が想定されることが懸念。
- ・常時、直荷引きを行う仲卸業者は、卸売業者として、登録し、負担を課すべきである。
- ・取引先の浜松市場以外の物品納品依頼に応えるため、単独に仕入れることで利益率は良。仲卸業者の経営の観点では有り。独自性により、付加価値が上がる。
- ・卸売業者による第三者販売が自由化になることで仲卸業者への卸売が減少することなら、直荷引きを受け入れないと対抗できない。
- ・地方市場は、地産池消の役割を担い今後も維持するべき。
- ・小売業者からすれば、安くていいものや品揃えの充実が期待される。

### 【質 問】

(3)「商物一致の原則は、浜松市場の卸売業者4社は、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない」とされています。

### 【解 説】

浜松市場の卸売業者4社は、浜松市場の卸売場に必ず物品を持ち込んで販売することが原則となっています。ただし、開設区域内(浜松市内)に市場外保管場所の申請をした場合に限り、市場外保管場所からの卸売も認められています。このたびの市場法改正により、浜松市場卸売場へ販売物品を持ち込まず出荷者から買受人へ直接、販売できるようになります。

### 【結 果】

≪影響がある:11社 影響がない:12社 わからない:1社 無回答:1社 未提出:1社≫

### 【意 見】

・以前は、品質管理のため現物確認が重要であったが、現在は、生産地の品質管理の向上とともに、物流のコスト削減にも繋がっており影響なし。

・生産者から直接買受人との取引が可能となり、浜松市へ進出が目まぐるしい大手量販店(スーパー等)への卸売業者による直接販売は、仲卸業者の取引を減少させる。

・卸売業者の広域的な取引から、卸売の活性化が期待できる。

・生鮮食料品であるため、日々商品価値は変動し、現物物品を見ない中で、その価格をどう決めるのか。また、入荷量も不透明となり、効率ばかりを求めることがいいのかは疑問である。

・仲卸業者としても、この取引を利用したい。

・出荷者から直接仕入れるのは大手量販店であり、一般小売業者は、市場以外で荷を集めることはできない。このことで、当該市場の集荷量は減少し、一般小売業者への影響は大きい。これが、公平、公正なのか疑問である。

平成30年4月卸売市場法改正に関する調査票提出依頼先

No.	会社名
1	浜松青果株式会社
2	株式会社浜中
3	株式会社浜松魚市
4	浜松魚類株式会社
5	株式会社やま惣清水商店
6	浜松果実株式会社
7	カネツル青果株式会社
8	株式会社北浜屋
9	八百久青果株式会社
10	株式会社マルエイ
11	遠州青果株式会社
12	株式会社杉山青果
13	西野青果株式会社
14	株式会社丸浜青果
15	西部青果株式会社
16	天竜水産株式会社
17	東伸水産株式会社
18	株式会社ワコー水産
19	株式会社渡信商店
20	株式会社弘栄水産
21	株式会社海商
22	株式会社浜松大一水産
23	青山水産株式会社
24	浜松青果物商業協同組合
25	浜松果物商業協同組合
26	浜松水産物商業協同組合

浜松市中央卸売市場開設運営協議会 先進市場視察実績

年度	視察日	視察市場
昭和54年度	昭和 54 年 11 月 8 日(木) ~ 9 日(金)	岐阜市中央卸売市場
昭和55年度	昭和 55 年 10 月 23 日(木) ~ 24 日(金)	横浜市中央卸売市場 南部市場
昭和56年度	昭和 56 年 10 月 21 日(水) ~ 22 日(木)	甲府市中央卸売市場
昭和57年度	昭和 57 年 10 月 26 日(水) ~ 27 日(木)	川崎市中央卸売市場 北部市場
昭和58年度	昭和 58 年 10 月 21 日(金) ~ 22 日(土)	静岡市中央卸売市場
昭和59年度	昭和 59 年 11 月 13 日(火) ~ 14 日(水)	金沢市中央卸売市場
昭和60年度	昭和 60 年 11 月 19 日(火) ~ 20 日(水)	三重県中央卸売市場
昭和61年度	昭和 61 年 12 月 9 日(水) ~ 10 日(木)	名古屋市中央卸売市場 北部市場
昭和62年度	昭和 63 年 2 月 18 日(木) ~ 19 日(金)	京都市中央卸売市場 第一市場
昭和63年度	昭和 63 年 11 月 14 日(月) ~ 15 日(火)	岐阜市中央卸売市場
平成元年	平成 2 年 1 月 23 日(火) ~ 14 日(水)	東京都中央卸売市場 太田市場
平成3年	平成 4 年 2 月 17 日(月) ~ 18 日(火)	千葉市中央卸売市場
平成5年	平成 5 年 10 月 21 日(木) ~ 22 日(金)	佐久卸売市場 民設民営地方市場
平成7年	平成 7 年 10 月 17 日(火) ~ 18 日(水)	大阪市中央卸売市場
平成9年	平成 10 年 2 月 5 日(木) ~ 6 日(金)	金沢市中央卸売市場
平成10年	平成 11 年 2 月 23 日(火) ~ 24 日(水)	奈良県中央卸売市場
平成12年	平成 12 年 11 月 21 日(火) ~ 22 日(水)	千葉市中央卸売市場
平成14年	平成 14 年 11 月 21 日(木) ~ 22 日(金)	大阪市中央卸売市場
平成16年	平成 16 年 11 月 5 日(金) ~ 6 日(土)	東京都中央卸売市場 築地市場
平成18年	平成 18 年 10 月 28 日(金) ~ 29 日(土)	横浜市中央卸売市場 南部市場
平成20年	平成 20 年 11 月 14 日(金) ~ 15 日(土)	京都市中央卸売市場 第一市場
平成22年	平成 22 年 11 月 12 日(金) ~ 13 日(土)	名古屋市中央卸売市場 本場・北部市場
平成24年	平成 24 年 10 月 1 日(月)	京都市中央卸売市場 第一市場
平成26年	平成 26 年 9 月 19 日(金)	東京都中央卸売市場 大田市場
平成28年	平成 28 年 12 月 16 日(金)	大阪府中央卸売市場
平成30年	平成 30 年 8 月 29 日(水)	東京都中央卸売市場 築地市場